

デンマーク・日本友好協会会則

第1章 名称と所在地

- 第1条 本会の名称は Dansk-Japansk Venskabsforening とする。略して DJVF と呼ぶ。
- 第1条の2 本会の法的名称は Dansk-Japansk Venskabsforening とする。
- 第1条の3 不明瞭な点はデンマーク語の会則及び決定事項の記録に基づいて判断する。
- 第1条の4 法的に不明瞭な点はデンマークの法令に従って判断する。法的言語はデンマーク語としデンマークの司法機関で取り扱う。
- 第1条の5 本会の日本語名はデンマーク・日本友好協会とする。
- 第1条の6 本会の英語名は Danish-Japanese Friendship Association とする。
- 第1条の7 本会はデンマーク国オーフスに所在する。
- 第2条 本会の住所は郵便物受け取り上の便宜を考慮し役員会が適切と認める場所に定める。

第2章 本会の目的

- 第3条 本会は次のことを目的とする。
- ① 日本人とデンマーク人との友好と理解を深める。
 - ② 日本に関する知識を広める。
 - ③ 会員同士が出会う場を提供する。

第3章 本会の運営

- 第4条 本会は基本的には会員からの会費と非会員からの参加費により運営する。
- 第4条の2 剰余金は本会の目的に沿って使用する。
- 第5条 本会は現金その他の寄付を受けたりスポンサーと契約したりして、それを運営費用例えば会費の全額または一部に当てることができる。
- 第5条の2 役員会は第5条の1で述べた寄付の授受と使い方に関する指針を定める。
- 第5条の3 役員会は第5条の1・2に関連し各会員の私生活を尊重しなければならない。

第4章 会員

- 第6条 15歳以上の個人が会員になることができる。
- 第6条の2 成人メンバーを代表にして家族単位で会員になることができる。
- 第6条の3 第6条の2で述べた家族会員は配偶者、及び同一住所に住む親または後見人とその子どもとする。
- 第7条 役員会は第6条の1・2・3に関し例外を認めることができる。
- 第8条 会員は会費を催促されてから1ヶ月（30日間）以内に会費を収めないと退会したと見なす。
- 第9条 特別な理由がある場合は、役員会は特定の個人の入会を拒否することができる。
- 第10条 入会は入会申込書に記入するか又は本会の銀行口座に会費を払い込むことによって行う。後者の場合は、入金者の名前と入金が会費であることを明記しなければならない。

- 第10条の2 第10条の1の明記がない場合は本会への寄付とみなす。
- 第11条 非会員は特定の条件のもとで本会の集まりに参加することができる。
- 第11条の2 非会員の参加に関しては、役員会が規則を定める。役員会は特定の集まりに非会員の参加を拒否することができる。

第5章 会費と参加費

- 第12条 会費額は1年を単位として役員会が提案し総会（または特別総会）で決定する。
- 第12条の2 会費は役員会が請求する。
- 第12条の3 役員会が認める特別の理由がない限り会費を滞納した場合は退会したとみなす。
- 第13条 特定の集まり又はその他の活動に必要な経費として、集まりに参加した会員に会費以外の参加費を請求することができる。
- 第13条の2 非会員は集まりごとに特定の参加費を支払う。
- 第13条の3 会員の参加費と非会員の参加費は必ずしも同額ではない。会員は非会員より高い参加費を払うことはない。
- 第13条の4 役員会は集まりごとに会員と非会員の参加費を決定する。
- 第13条の5 役員会は、出来る限り参加費の額を事前に公表するようにする。参加費は入場時に支払う。
- 第13条の6 役員会は集まりによっては事前に参加費を集めることができる。
- 第13条の7 事前に支払われた参加費は会員が参加できなくなった場合、または何らかの理由により集まりが中止になった場合も原則として払い戻しをしない。

第6章 本会のリーダーシップ

- 第14条 本会の最高機関は総会である。
- 第15条 日常のリーダーシップは役員会が担う。

第7章 総会

- 第16条 定期総会は毎年4月末日までにオーフス市内で行う。
- 第17条 総会への招集は文書で公示し、本会の会報で（電子メールを登録している会員には電子メールで）会員に通知する。
- 第17条の2 招集は14日以上前に行わなければならない。
- 第17条の3 招集の際には議題と総会で決定すべき提案を明記しなければならない。
- 第18条 総会で決定すべき提案は、文書にて1月15日までに役員会に提出しなければならない。
- 第19条 総会では、種々の役職を担っている会員以外から議長を選出する。
- 第20条 総会で投票権があるのは第6条から第10条で述べた会員のみである。
- 第20条の2 非会員は総会の議長が認めた場合はオブザーバーとして総会に参加することができるが、投票権も発言権も持たない。
- 第20条の3 役員会は適切であると認めた場合は非会員を総会に招待することができる。
- 第21条 決議は本会則が特記する場合を除き多数決とする。
- 第21条の2 各会員は、提案の投票時に無記名投票を求めることができる。

第21条の3 総会に出席した会員のみが投票することができる。投票を委任することはできない。

第21条の4 投票数は個人会員1票、家族会員2票とする。但し家族会員は一人しか出席しない場合は1票とする。

第22条 役員と会計監査の選出時に同数票を獲得した候補者がいた場合は、これらの候補者のみを対象にして再度投票を行う。

第23条 役員会の半数、または第20条で定めた投票権のある会員の30パーセント以上が議題を明記した文書により役員会に請求した場合は特別総会を行う。

第23条の2 特別総会は上記の請求から4週間以内に行う。招集は定期総会と同様の手続きにより8日以上前に行わなければならない。

第24条 総会では出席者の人数にかかわらず決定をすることができる。

第25条 総会の決定事項に関して記録を取る。

第8章 総会の議題

第26条 総会の議題は最低以下の事項を含む。

- ① 議長の選出
- ② 書記の選出
- ③ 現年度の事業報告
- ④ 監査済みの会計報告及びその承認
- ⑤ 会費額の決定（決定直後から翌年の総会まで有効）
- ⑥ 役員会からの提案
- ⑦ 会員からの提案
- ⑧ 役員の選出
- ⑨ 会計監査の選出
- ⑩ 役員補佐の選出
- ⑪ その他

第9章 他の協会との協同

第27条 役員会はどの協会や組織と協同するかを決定し、それを総会で報告する。

第10章 役員会の構成

第28条 役員会は次の役割により構成する。

- 会長
- 副会長
- 会計
- 書記
- その他

第28条の2 役員は総会后速やかに役員会を開き役割を分担する。

第29条 必要に応じ補佐2人が役員会に入る。

第29条の2 役員会に欠員ができた場合は再度役割分担を行う。

第30条 役員会は本会を代表する。

第31条 役員、補佐または会計監査として選出されることができるのは、責任能力があり総会での投票権のある会員に限る。

第31条の2 第31条の1で述べた会員が責任能力を失った場合は即座に役職から退かなくてはならない。

第11章 役員会の役割

- 第32条 役員会は第28条で定めたように役割を分担し会の運営の仕方を決める。
- 第33条 役員会は役員半数以上が出席すれば役員会としての決定をすることができる。
- 第34条 役員会は過半数により決定する。賛否同数の場合は会長の票が決定する。
- 第35条 役員会は、役員会議の決定事項を記録する。
- 第36条 会計、副会長及び書記は、会長の仕事を監視する義務をもつ。
- 第37条 会長と副会長は会計の仕事は監視する義務をもつ。
- 第37条の2 会長と副会長は会計が帳簿をつけているかどうかを監視する義務がある。
- 第38条 役員会が本会の名のもとに引き受けた義務は、本会の資産の範囲内に止まる。

第12章 役員会の仕事

- 第39条 役員会は本会の日常的なリーダーシップを担い、会の活動を決定しそれを実行する。
- 第40条 旧役員は新役員会が円滑に機能するよう仕事の引継ぎをする義務がある。
- 第41条 役員会は会則に基づいて会員を総会に招集する。
- 第42条 役員会は本会の利益に反した行いをした会員を除名することができる。但し役員会のメンバーは総会でのみ除名できる。

第13章 会計

- 第43条 本会の会計年度は1月1日から12月31日とする。
- 第44条 会計報告は監査を済ませて定期総会に提出しなければならない。
- 第44条の2 監査を済ませた会計報告は会計と監査の両者が署名する。
- 第44条の3 会計と監査は各自文書により監査の終わった会計報告について意見を記す。

第14章 監査

- 第45条 総会で会計監査を選出する。
- 第46条 会計監査は役員会のメンバーであってはならない。
- 第47条 会計監査は会計が作成した会計報告を監査しなければならない。
- 第48条 監査が終わった会計報告は総会の3日前までに役員会に提出しなければならない。

第15章 会則の改正

- 第49条 本会則の改正及び本会消滅の決定は出席した投票権のある会員の3分の2以上の票を必要とする。

第16章 本会の消滅

- 第50条 本会の消滅が決定した時は、総会での多数決により本会の資産やその他のことについての決定を行う。

平成17年2月12日定期総会にて採択